



福岡県医発第 718 号 (地)

平成18年6月30日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義



学校保健法施行規則の一部改正等について

今般、学校保健法施行規則の一部を改正する省令（平成18年文部科学省令第27号）が公布され、平成18年6月9日から施行される旨、日本医師会より別添のとおり、通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、学校医等への周知方につきましてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、今回の改正の概要は下記のとおりとなっております。

記

改正の概要

学校保健法施行規則第19条に第2項を新設し、感染症予防法第6条第7項に規定する指定感染症を学校保健法施行規則第19条第1項に規定する第一種伝染病とみなし、出席停止等に関し、第一種伝染病に対する措置と同様の措置を講じることを可能とするもの。

小郡三井医師会より

担当理事 福富稔明





(地Ⅱ33)

平成18年6月20日

都道府県医師会学校保健担当理事 殿

日本医師会常任理事
内 田 健 夫



学校保健法施行規則の一部改正等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、学校保健法施行規則の一部を改正する省令（平成18年文部科学省令第27号）が公布され、平成18年6月9日に交付され、同日施行されました。

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課より本会宛てに、周知方の依頼がありましたので、その写しをお送り申し上げます。

改正の概要は、学校保健法施行規則第19条に第2項を新設し、感染症予防法第6条第7項に規定する指定感染症を学校保健法施行規則第19条第1項に規定する第一種伝染病とみなし、出席停止等に関し、第一種伝染病に対する措置と同様の措置を講じることが可能とするものであります。

つきましては、本件に関しご了解いただくとともに、学校医等への周知方よろしくお願い申し上げます。





事 務 連 絡

平成 18 年 6 月 16 日

社団法人日本医師会 御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行について

このたび、別添のとおり学校保健法施行規則（以下「規則」という。）の一部を改正する省令（平成 18 年文部科学省令第 27 号）が平成 18 年 6 月 9 日に公布され、同日施行し、各都道府県知事等に対し通知を発出しました。

今回の概要は下記のとおりですので、十分に理解のうえ、取扱において遺漏のないようお願いします。

記

改正の概要

学校保健法施行規則第 19 条に第 2 項を新設し、感染症予防法第 6 条第 7 項に規定する指定感染症を学校保健法施行規則第 19 条第 1 項に規定する第一種伝染病とみなし、出席停止等に関し、第一種伝染病に対する措置と同様の措置を講じることを可能とするもの。

（本件担当）

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課学校保健係

TEL 03-6734-2918、2976（ダイヤルイン）

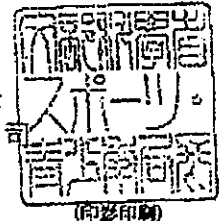
FAX 03-6734-3794

E-mail gakkoken@mext.go.jp

18文科ス第115号
平成18年6月9日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長

文部科学省スポーツ・青少年局長
素川 富 司



学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

このたび、別添のとおり学校保健法施行規則（以下「規則」という。）の一部を改正する省令（平成18年文部科学省令第27号）が平成18年6月9日に公布され、同日施行されました。

今回の改正の趣旨、概要及び留意点は下記のとおりですので、十分に理解のうえ、取扱において遺漏のないようお願いします。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長においては、それぞれ所管の学校（専修学校・各種学校を含む）及び域内の市町村教育委員会に対しても周知されるようお願いします。

記

1. 改正の趣旨

鳥インフルエンザウイルスについては、元来ヒトからヒトへの感染力はないものとされていましたが、今般、トリからヒトへ感染する事例が世界中に広がっており、ヒトからヒトへ感染したと疑われる事例も複数報告されています。

また、ウイルスそのものがヒトに感染しやすいものに変異してきているとの報告もあり、世界保健機構は、平成18年2月に指針を示し、インフルエンザのうち病原体がインフルエンザA属インフルエンザウイルスであってその血清型がH5N1（以下「インフルエンザ（H5N1）」という。）である患者については、入院等の措置を推奨しているところです。

こうした状況を受けて、今後ヒトからヒトへ感染する事例が発生した場合に備え、インフルエンザ（H5N1）について、入院等の措置を講じることが可能とするため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）で規定する指定感染症として政令で指定されたところです。（平成18年政令第208号）

これを踏まえ、インフルエンザ（H5N1）について、学校においても出席停止等の措置を適切に講じることができるようにするため、学校保健法施行規則を改正することとしました。

2. 改正の概要

学校保健法施行規則第19条に第2項を新設し、感染症予防法第6条第7項に規定する指定感染症を学校保健法施行規則第19条第1項に規定する第一種伝染病とみなし、出席停止等に関し、第一種伝染病に対する措置と同様の措置を講じることが可能とするものです。

3. 留意点

- (1) 児童、生徒、学生及び幼児（以下「児童生徒等」という。）がインフルエンザ（H5N1）にかかっていることが判明した場合には、学校保健法上、インフルエンザ（H5N1）は、第一種の伝染病とみなされることから、校長は、治癒するまでの間、出席停止の措置を講じることができること。
- (2) 児童生徒等がインフルエンザ（H5N1）にかかっている疑いがあることが判明した場合には、校長は、医療機関や地方公共団体の保健部局等と十分連携し情報交換を行ったうえで、必要と認められる場合、医師が伝染のおそれがないと認めるまでの間、出席停止の措置を講じることができること。
- (3) 児童生徒等及び教職員がインフルエンザ（H5N1）にかかっている又はかかっている疑いがあることが判明した場合には、学校の設置者は、医療機関や地方公共団体の保健部局等と十分連携し情報交換を行ったうえで、必要と認められる場合、臨時に、学校の全部又は一部の休業の措置を講じることができること。
- (4) その他
 - ① 学校の設置者は、インフルエンザ（H5N1）に関する正確な情報を教職員に提供すること等により、教職員がインフルエンザ（H5N1）について正しい認識を持つとともに、その対応について共通理解を深めるよう努めること。
 - ② 学校は、地域における状況も含め、インフルエンザ（H5N1）に関する正確な情報を収集するとともに、必要に応じ、児童生徒等や保護者に対する情報提供や相談に努めること。
 - ③ 学校は、インフルエンザ（H5N1）に関する適切な知識をもとに、児童生徒等に対し、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、インフルエンザ（H5N1）を理由とした偏見が生じないようにすること。

参 考

健感発第0602003号
平成18年6月2日

各〔都道府県〕
〔政 令 市〕 衛生主管部（局）長 殿
〔特 別 区〕

厚生労働省健康局結核感染症課長

インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令、検疫法施行令の一部を改正する政令及びインフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令の施行について（施行通知）

インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令（平成18年政令第208号。以下「指定政令」という。）、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第209号。以下「改正政令」という。）及びインフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成18年厚生労働省令第126号。以下「準用省令」という。）が平成18年6月2日公布され、一部を除き同月12日から施行される。指定政令、改正政令及び準用省令の趣旨及び主な内容は、下記のとおりであるので、貴職におかれては、関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏のないようにされたい。

なお、この通知において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）を「法」と、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）を「令」と、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）を「規則」と略称する。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

記

第1 制定及び改正の趣旨

世界各国において発生している鳥インフルエンザは、元来ヒトからヒトへの感染力はないものであったが、今般、トリからヒトへ感染する事例が世界中に広がっており、ヒトからヒトへ感染したと疑われる事例も複数報告されている。また、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血

清亜型がH5N1であるものがヒトに感染しやすいものに変異してきているとの報告もあり、世界保健機関は、平成18年2月、インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。以下「インフルエンザ（H5N1）」という。）の患者を含む鳥インフルエンザの患者については、隔離をするように指針を出したところである。

こうしたことを踏まえ、インフルエンザ（H5N1）についてはヒトからヒトへ感染することを前提として、法の指定感染症として政令指定し、現行の四類感染症の規定に加え、二類感染症に準じた必要な規定を準用することにより、その発生及びまん延の防止を図ることとした。

第2 指定政令及び準用省令の概要

1 インフルエンザ（H5N1）の指定（指定政令第1条関係）

インフルエンザ（H5N1）を法第6条第7項の指定感染症として定めることとすること。

2 法の準用（指定政令第2条、準用省令関係）

(1) インフルエンザ（H5N1）については、次に掲げる法の規定を準用すること。

- ア 疑似症患者への適用（法第8条第1項）
- イ 医師及び獣医師の届出（法第12条、第13条）
- ウ 情報の公表（法第16条）
- エ 健康診断（法第17条）
- オ 就業制限（法第18条）
- カ 入院、移送、退院、感染症の診査に関する協議会、審査請求の特例（法第19条から第25条まで）
- キ 死体の移動制限（法第30条、第34条、第35条（第4項を除く。）、第36条第1項及び第2項）
- ク 医療（法第37条から第44条まで）
- ケ 費用負担（法第58条（第5号から第9号までを除く。）、第61条）
- コ 厚生労働大臣の指示（法第63条の2）
- サ 保健所を設置する市又は特別区（法第64条第1項、第65条）
- シ 権限の委任（法第65条の3）
- ス 経過措置（法第66条）

(2) 準用する規定について、所要の読替えをすること。

- ア 無症状病原体保有者の適用除外（法第12条第1項、法第18条）
- イ 届出対象となる病原体を保有する動物及び感染症の特定（法第13条、第19条）
- ウ 入院する医療機関の特定（法第19条、第20条）
- エ 退院をさせる要件の特定（法第22条）

- (3) インフルエンザ(H5N1)は、令第1条に規定する高病原性鳥インフルエンザであることから、四類感染症に適用される次に掲げる規定の適用があること。

医師の届出(法第12条)、感染症の発生の状況、動向及び原因の調査(法第15条)、検疫所長との連携(法第15条の2)、情報の公表(法第16条)、感染症の病原体に汚染された場所の消毒(法第27条)、ねずみ、昆虫等の駆除(法第28条)、物件に係る措置(法第29条)、必要な最小限度の措置(法第34条)、質問及び調査(法第35条)、書面による通知(法第36条)、輸入届出(法第56条の2)及びこれらの措置等に関する費用負担(法第9章)、雑則(法第10章)及び罰則(法第11章)の規定

なお、四類感染症及び指定感染症として適用及び準用される規定があること。

- (4) 法の規定が準用される場合は、それらの規定に基づく令及び規則の規定が準用されること。ただし、準用省令において準用される規定のうち、施行規則第11条第2項及び第3項については、所要の読替えをするものであること。

3 事務の区分(指定政令第3条関係)

指定政令第2条第1項において準用する法第12条、第13条、第16条から第23条まで、第25条、第30条、第35条(第4項を除く。)、第36条第1項及び第2項、第38条(第1項を除く。)並びに第64条の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務については、第一号法定受託事務とすること。

第3 改正政令の概要

1 検疫感染症として指定

インフルエンザ(H5N1)を検疫法第2条第4号の政令で定める感染症(検疫感染症)に定めるものであること。その効果として、検疫法第13条及び第18条の2の適用があり、都道府県知事への通知について、検疫法第18条第3項の適用があり、併せて検疫法第26条の3の適用があること。

2 その他

- (1) 旭川空港を検疫飛行場に定めること。
- (2) 検疫所において行うインフルエンザ(H5N1)に関する病原体の有無の申請による検査の額を3,500円とすること。
- (3) 旭川空港について検疫所長の行う調査及び衛生措置の区域を定めること。

第4 施行期日等

- (1) 施行期日(指定政令附則第1条、改正政令附則)

平成18年6月12日。ただし、第3の2(1)及び(3)については、
同月8日

(2) 政令の失効(指定政令附則第2条)

指定政令は、施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失うものであること。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用、都道府県の支弁する費用又は国の負担金については、その時以後も、なおその効力を有するものであること。

第5 留意事項

1 法令の遵守

指定政令は、インフルエンザ(H5N1)が現時点ではヒトからヒトへの感染の流行が始まる段階ではないが、これに備えて事前予防に万全を期す観点から、迅速なまん延防止対策をとれるよう法的な体制を整備するため政令において指定したものであることから、これが施行及び運用に当たっては、法その他の関係法令及び条例等の規定を遵守し、法、指定政令及び改正政令の趣旨から逸脱することのないよう留意すること。

2 個人情報の保護及び人権の尊重

1と同様の趣旨から、患者等の人権を制約する規定その他の施行及び運用に当たっては、個人情報の保護について関係法令及び条例等を遵守するとともに、人権の尊重については最大限配慮すること。

機密で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第五十三条第一項の法人並びに同法第五十四条第一項の特殊法人及び認可法人を定める政令をここに公布する。

署名 署名

平成十八年六月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三三三号

前掲の効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第五十三条第一項の法人並びに同法第五十四条第一項の特殊法人及び認可法人を定める政令

内閣は、前掲の効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第五十三条第一項及び第五十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十三条第一項の政令で定める法人は、独立行政法人財務省研究所及び独立行政法人経済産業研究所とする。

第二章 法第五十四条第一項の政令で定める特殊法人は第一号に掲げるとおりとし、同項の政令で定める認可法人は第二号に掲げるとおりとする。

一 特殊行政法人（公営企業公社、国庫電力株式会社、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、商工組合中央金庫、地方債基金、中小企業金融公庫、日本小規模企業振興基金、日本自衛隊軍需委員会、日本郵政公社、日本船舶振興会、日本中央競馬会、森林整備金融公庫及び放送大学）

二 銀行等及び株式会社取得機構、総合研究開発機構、日本銀行、日本証券業協会及び日本金融機構

この政令は、公布の日から起算して、

内閣総理大臣 小泉純一郎
総務大臣 中川 平蔵
外務大臣 麻生 太郎
財務大臣 谷 田 祐一
文部科学大臣 小沢 寛次
厚生労働大臣 川崎 昭二
農林水産大臣 中川 昭一
経済産業大臣 福田 康博
国土交通大臣 松田 浩夫
北側 一雄

インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

署名 署名

平成十八年六月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三三三号

インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令
内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項、第七條第一項及び第六十八條の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 インフルエンザ（H5N1）の指定
第一條 インフルエンザ（H5N1）をインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであつてその血清型がH5N1であるものとする。本条第一項（同項の表を除く。）において「インフルエンザ（H5N1）」とあるところは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六十八條第七項の指定感染症として定める。

（法の附則）		
第二條 インフルエンザ（H5N1）については、法第八條第一項、第十二條、第十三條、第十六條から第二十五條まで、第三十條、第三十四條、第三十五條（第四項を除く。）、第三十六條第一項及び第二項、第三十七條から第四十四條まで、第五十八條（第五号から第九号までを除く。）、第六十一條第二項及び第三項、第六十三條の二、第六十四條第一項、第六十五條、第六十五條の三並びに第六十六條の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中肉案の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。		
第十三条第一項	「感染症の患者、二種の感染症の患者又は四種の感染症のうち二種の感染症を人に感染させるおそれが高いものとして、政令で定めるサルその他の動物」	インフルエンザ（H5N1）に属する動物
第十三条第二項	「前項の政令で定める動物」	インフルエンザ（H5N1）に属する動物
第十三条第五項	「同項の政令で定める感染症」	インフルエンザ（H5N1）
第十三条第五項	「第一項の政令で定める動物」	鳥類に属する動物
第十八条第一項	「一、感染症の患者及び二種の感染症又は三種の感染症の患者又は二種の感染症を人に感染させるおそれが高いものとして、政令で定めるサルその他の動物」	インフルエンザ（H5N1）の患者
第十八条第二項	「患者及び無症状感染体保有者」	患者
第十八条第四項	「患者若しくは無症状感染体保有者」	患者
第十九条第一項及び第二項	「一、感染症 特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関」	インフルエンザ（H5N1）
第十九条第一項及び第二項	「特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関」	感染症指定医療機関
第二十條第一項及び第二項	「特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関」	感染症指定医療機関

2 前項の規定により控の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用するものとする。

第三條 前條第一項に於いて準則する地籍第十二條 第三十六條 第三十八條から第三十三條まで、第三十三條 第三十條、第三十條、第三十條（第四項を除く）、第三十六條第一項及び第二項、第三十三條（第一項を除く）並びに第六十五條第一項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が知照することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十九條第九項第一号に規定する第一号法定之職務とする。

（施行期日）

第二条 この法令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(1) 日産車(1)

第二條 この法令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に對する罰則の適用及びその時までには第二條第一項において準用する法律五十八條（若し五年から第九号までを除く。）の規定により文并する費用又は同項において準用する法律六十一條第三項若しくは第三項の規定により負担する負担金については、この法令は、その時以後も、なおその効力を有する。

（地方自治法施行令の一部改正）
 第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第六十六号）の一部を次のように改正する。

「お前が、この世のすべてをわかってるのか？」

インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令（平成十八年政令第248号）

第二條第一項において準用する法律第十二条、第十三条、第十四条から第二十三條まで、第十五条第三十條、第三十五條、第四十條を略く。並ひ下條第六十四條第一項の規定により郵政府長一任に所を設けずる而又は特例院が通達することとされてゐる本訪

總務大臣	竹中 平蔵
厚生労働大臣	川崎 二郎
内閣総理大臣	小泉純一郎

換表法施行令の一部を改正する政令をいひて公布する。

彈名 彈型

平成十八年六月一日

内閣總理大臣 小泉純一郎

政令第二百九号

検査法施行令の一部を改正する政令

内閣は、快撥法（昭和二十六年法律第二百一十一号）第三條第四号、第三條、第二十六條第一項及び第二十七條第一項の規定に基き、この政令を制定する。

校疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する

第一條中「國有財産」の下に「インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。別添第二において「インフルエンザ（H5N1）」とあらう。）」を加ふる。

「馬子義忠義」
とある。『馬子義忠義』は、

別表第二人又は貨物に対する檢疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中、**黄熱**

— 井ノ口 11 BOOBY

資材	1件につき 11,400円
インジフルエンザ(15 N2)	1件につき 3,500円

町長第三新千歳市港の項の次に次のように加える。

旭川空港の区域及びその周辺を四〇〇メートル以内の地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域

この政令は、公布の日から起算して十日を超えた日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定は、平成十八年六月八日から施行する。

厚生労働大臣	川崎 二郎
内閣総理大臣	小泉純一郎

予所提議法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

姓名 邱 斌

平成十八年六月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政食部二百十号

予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

定する。

॥३॥

附則第二條を削り、附則第二條中見出し及び条名を削る。

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 川越 二郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

—
学校保健法施行規則の一部を改正する省令要綱

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項に規定する指定感染症を第一種の伝染病としてみなすこと。（第十九条関係）

二 この省令は、公布の日から施行すること。

○文部科学省令第二十七号

学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第十四条の規定に基づき、学校保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年六月九日

文部科学大臣 小坂 憲次

学校保健法施行規則の一部を改正する省令

学校保健法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条に次の一項を加える。

- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項に規定する指定感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の伝染病とみなす。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

学校保健法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

○学校保健法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）（抄）

改正案	現行
（伝染病の種類） 第十九条 学校において予防すべき伝染病の種類は、次のとおりとする。 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス及びパラチフス 二 第二種 インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱及び結核 三 第三種 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項に規定する指定感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の伝染病とみなす。	（伝染病の種類） 第十九条 学校において予防すべき伝染病の種類は、次のとおりとする。 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス及びパラチフス 二 第二種 インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱及び結核 三 第三種 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病 （新設）

学校保健法施行規則の一部を改正する省令参照条文

○学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）（抄）

（出席停止）

第十二条 校長は、伝染病にかかつており、かかつておる疑があり、又はかかるおそれのある児童、生徒、学生又は幼児があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第十三条 学校の設置者は、伝染病予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

（文部科学省令への委任）

第十四条 前二条（第十二条の規定に基づく政令を含む。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）その他伝染病の予防に関して規定する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に定めるもののほか、学校における伝染病の予防に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

○学校保健法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）（抄）

（出席停止の指示）

第五条 校長は、法第十二条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、児童、生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）又は幼児にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、伝染病の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

（出席停止の報告）

第六条 校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

○学校保健法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）（抄）

（伝染病の種類）

第十九条 学校において予防すべき伝染病の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス及びパラチフス
- 二 第二種 インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱及び結核
- 三 第三種 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病

（出席停止の期間の基準）

第二十条 令第五条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の伝染病の種類に従い、次のとおりとする。

- 一 第一種の伝染病にかかった者については、治愈するまで。
- 二 第二種の伝染病（結核を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。
 - イ インフルエンザにあつては、解熱した後二日を経過するまで。
 - ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで。
 - ハ 麻疹にあつては、解熱した後三日を経過するまで。
 - ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺の腫脹が消失するまで。
 - ホ 風疹にあつては、発疹が消失するまで。
 - ヘ 水痘にあつては、すべての発疹が痂皮化するまで。
 - ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。
- 三 結核及び第三種の伝染病にかかった者については、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
- 四 第一種若しくは第二種の伝染病患者のある家に居住する者又はこれらの伝染病にかかつておる疑がある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
- 五 第一種又は第二種の伝染病が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- 六 第一種又は第二種の伝染病の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

(出席停止の報告事項)

第二十一条 令第六条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

- 一 学校の名称
- 二 出席を停止させた理由及び期間
- 三 出席停止を指示した年月日
- 四 出席を停止させた児童、生徒、学生又は幼児の学年別人員数
- 五 その他参考となる事項

(伝染病の予防に関する細目)

第二十二條 校長は、学校内において、伝染病にかかつており、又はかかつておる疑がある児童、生徒、学生又は幼児を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十二条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

2 校長は、学校内に、伝染病の病害に汚染し、又は汚染した疑がある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。

3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の伝染病が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（抄）

(定義)

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

2 この法律において「一類感染症」とは、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病及びラッサ熱をいう。

3 この法律において「二類感染症」とは、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス及びパラチフスをいう。

4 この法律において「三類感染症」とは、腸管出血性大腸菌感染症をいう。

5 この法律において「四類感染症」とは、E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、マラリアその他の既に知られている感染性の疾病であつて、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、国民の健康

に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

6 この法律において「五類感染症」とは、インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザを除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症その他の既に知られている感染性の疾病（四類感染症を除く。）であつて、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。

7 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症及び三類感染症を除く。）であつて、第三章から第六章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

8 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であつて、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

9 14 (略)

（指定感染症に対するこの法律の準用）

第七条 指定感染症については、一年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより次条、第三章から第六章まで及び第八章から第十章までの規定の全部又は一部を準用する。

2 前項の政令で定められた期間は、当該政令で定められた疾病について同項の政令により準用することとされた規定を当該期間の経過後なお準用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。

3 厚生労働大臣は、前二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。